本チェックシートの概要

別紙４

本チェックシートは、生成AIシステムを調達する際に、契約に盛り込むことを検討すべき事項を整理したものである。（調達仕様書に盛り込むことが適当な場合は、調達仕様書に盛り込む）
企画者は生成AIシステムの調達にあたって、契約書及び調達仕様書を作成する際には、本チェックシートを参考にする。
ただし、本チェックシートは「生成AIシステムの調達」に関して特有の留意すべき項目のみ掲載しており、各府省庁の契約書等の雛形を参照し作成する必要がある。
なお、本チェックシートでは、「【別紙４】契約チェックシート（生成AIシステム用）」を「契約チェックシート」と表現する。

本チェックシートの構成

取決め事項#	契約時の項目	取決め事項	契約に盛り込む条項内容例 本契約チェックシートにおいては、「ユーザー」は、生成AIシステムを利用するにあたり関係する政府職員（原則として「企画者」「開発者」「提供者」「利用者」）及び外部利用者を指す。	補足説明
1	基本項目	生成AIシステムに係るインプットに関する取決め	インプットについて、インプットの定義、インプットの利用目的、インプットの利用条件、インプットの権利帰属に関して定める条項	事業者がインプットを自由に利用できる可能性があるため、契約による規律の対象となるインプットの範囲を定めること、事業者に対して生成AIシステム関連の提供目的以外の目的でインプットを原則として利用・保持しないことを目的外利用禁止義務として定めること、事業者がインプットを利用することを認める場合の利用条件（学習の有無、データの保存方法等）を定めること、事業者がインプットに関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。
2	基本項目	生成AIシステムに係るインプットの処理成果に関する取決め	インプットの処理成果について、アウトプット以外のもので契約上規律の対象とするものの定義、利用目的、利用条件、権利帰属に関して定める条項	事業者がインプットを自由に利用できる可能性があるため、契約による規律の対象となるインプットの処理成果の範囲を定めること、事業者に対して生成AIシステム関連の提供目的以外の目的でインプットの処理成果を原則として利用・保持しないことを目的外利用禁止義務として定めること、事業者がインプットの処理成果を利用することを認める場合の利用条件（学習の有無、データの保存方法等）を定めること、事業者がインプットの処理成果に関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。 ※RAGをコンポーネントに含む場合の納品物は、データベースが成果物となることが一般的であるが、関連するパーサー（RAG用テキストデータに変換するプログラム）、テキスト分割プログラム、ベクトル変換プログラム等についても、成果物に含めるのか、WebAPI等を通じて機能を提供するのかを検討すること及びその権利帰属や利用方法を契約に盛り込むことが望ましい。
3	基本項目	生成AIシステムに係るアウトプットに関する取決め	アウトプットについて、アウトプットの定義、事業者がユーザーに対してアウトプットを提供する義務の有無及びその内容、事業者に対してアウトプットに関する一定の保証を求めること、ユーザーがアウトプットを第三者に提供することができる場合にその条件を定める、事業者がユーザーに対しアウトプットを提供する場合にやアウトプットの権利帰属に関して定める条項	契約で規律の対象となるアウトプットとして、アウトプットの定義はユーザーのサービス利用目的を十分にカバーできるよう範囲を定めること、事業者がアウトプットを提供する義務がある場合にユーザーのサービス利用目的に照らして、提供条件（提供時期、頻度、態様その他の条件）や提供するアウトプットの内容（性質、量、粒度その他の内容）を定めること、事業者がアウトプットの保証・情報提供義務を負う場合の保証・情報提供の条件を定めること、第三者提供条件（提供先、提供範囲その他の条件）を定めること、ユーザーがアウトプットに関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。
4	基本項目	生成AIシステムに係るアウトプットの処理成果に関する取決め	アウトプットの処理成果について、契約上規律の対象とするものの定義、ユーザーによる外部提供、権利帰属に関して定める条項	契約で規律の対象となるアウトプットの処理結果成果として、アウトプットの処理結果成果の定義はユーザーのサービス利用目的を十分にカバーできるよう範囲を定めること、サービス利用目的に照らして外部提供条件（提供先、提供範囲その他の条件）を定めること、ユーザーがアウトプットの処理成果に関して知的財産権等一定の権利を取得する場合には権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。

B列 契約時の項目　C列 取決め事項　D列 契約に盛り込む条項内容例　E列 補足説明

【B列：契約時の項目】
取決め事項として、事業者との契約時に考慮を求める項目を「基本項目」と記載。本ガイドライン「6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項」に記載のとおり、導入類型、プロジェクトフェーズ、リスクレベル等を踏まえ、一部の取決め事項の取捨選択又は拡充を検討する。

【C列：取決め事項】
取決め事項として、事業者との契約時に考慮を求める内容を記載。取決め事項は、原則として契約書又は調達仕様書に盛り込むことを検討する。

【D列：契約に盛り込む条項内容例】
「C列：取決め事項」を満たす条項内容例を例示。必ずしもこの対策例に準拠する必要はない。

【E列：補足説明】
「C列：取決め事項」および及び「D列：契約書に盛り込む条項内容例」の補足説明を記載。

※「D列：契約に盛り込む条項内容例」と「E列：補足説明」については、取り決めた事項を契約に盛り込む際の条項内容例とその補足説明であるため、調達する生成AIシステムの特徴や案件の特性、リスク評価結果を踏まえ、取捨選択の上、企画者が必要に応じ契約書又は調達仕様書に盛り込むこととする。

本チェックシートの利用方法

・企画者は、「C列：取決め事項」から必要なものを契約書又は調達仕様書に取り込む。
※「C列：取決め事項」については、契約書又は調達仕様書に盛り込む事項として原則として必須とする項目である。
※「D列：契約書に盛り込む条項内容例」はあくまで例示であり、すべてを満たす必要はなく、また例示している方法以外で遵守されていても問題ない。
※別途、調達時に作成する「要件定義書」や「調達仕様書」等を参照し、政府情報システムの調達に必要な項目も取り込むこと。

本チェックシートの対象

本チェックシートは、「2.2.1　本ガイドラインが対象とする情報システム」に記載した政府情報システムのうち、「2.2.2　本ガイドラインが対象とする生成AI」に記載した生成AIを構成要素とするシステムに適用するものとする。

用語の補足

・生成AI：文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称。（出典：「AI事業者ガイドライン」P.10）
・生成AIシステム：生成AIを構成要素とするAIシステム。（「AI事業者ガイドライン」P.9、P.10に基づき作成）なお、本ガイドラインにおいて、「生成AIシステム」の語は、本ガイドラインが対象とする生成AIモデルを構成要素とする生成AIシステムを指すものとしている。
・生成AIモデル：文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデル。（「AI事業者ガイドライン」P.10に基づき作成）なお、本ガイドラインにおいて、「生成AIモデル」の語は、本ガイドラインが対象とする生成AIを構成要素とする生成AIモデルを指すものとしている。
・ユーザー：本契約チェックシートにおいては、生成AIシステムを利用するにあたり関係する政府職員（「企画者」「開発者」「提供者」「利用者」）及び外部利用者を指す。
・学習：学習とは、データを用いてAIモデルのパラメータを決定または改善するプロセスである。場合によって、AIモデルの汎化性能を形成し、パラメータを最適化する事前学習と、必要に応じた継続的なパラメータ調整を行う事後学習の二つのプロセスから構成される。学習には、教師あり学習、教師なし学習、強化学習などの手法が含まれる。学習で用いるデータは、AIモデルの構築・評価に利用する訓練データ、検証データ、テストデータに分けられる。（出典：「AI事業者ガイドライン」P.10）
・学習用の生データ：ユーザーから事業者に提供された、生成AIモデルの学習時に活用するためのデータ。
・学習用データ：ユーザーから提供された学習用の生データを用いて、事業者による処理・加工等により作成した学習用のデータ。
・インプット：プロンプト、学習用の生データ等。（※インプットの処理成果は含まれない）
・インプットの処理成果：学習用データ、中間生成物、派生的知的財産等。（※インプットに何らかの処理（加工等）を施した無体物を指し、「派生物」、「派生的知的財産」、「派生データ」、「改良成果」等呼ばれることもある。生データに対する学習用データセット等の中間生成物が典型的に想定される。）
・アウトプット：分析結果・コンテンツ等のAI生成物等。（※アウトプットの処理成果は含まれない）
・アウトプットの処理成果：AI関連サービスが出力するコンテンツをユーザーが加工したもの等。（※アウトプットに何らかの処理（加工等）を施した無体物を指し、「派生物」、「派生的知的財産」、「派生データ」、「改良成果」等呼ばれることもある。）
・ノウハウ：AI技術の研究・開発・利活用過程において、事業者又はユーザーが有し若しくは取得する知見、技術、情報等のうち知的財産として該当するもの。（※ノウハウについて、生データの取得や学習に適した生データ加工、学習用プログラムを用いた学習、学習済みモデルの調整、学習履歴、プロンプト履歴等が想定される。）
・情報セキュリティインシデント：JIS Q 27000:2019における情報セキュリティインシデントをいう。
・生成AIシステム特有のリスクケース：生成AIシステムの特有のリスクが顕在化した状態又はその可能性を有する兆候や事象が認められる状態のうち、重大な影響を及ぼし得るもの。

契約チェックシート	※本ガイドライン「6.1.2　本ガイドラインに基づく対応事項」に記載のとおり、導入類型、プロジェクトフェーズ、リスクレベル等を踏まえ、取決め事項の取捨選択又は拡充を検討する。			
取決め事項#	**契約時の項目**	**取決め事項**	**契約に盛り込む条項内容例** 本契約チェックシートにおいては、「ユーザー」は、生成AIシステムを利用するにあたり関係する政府職員（原則として「企画者」「開発者」「提供者」「利用者」）及び外部利用者を指す。	**補足説明**
1	基本項目	生成AIシステムに係るインプットに関する取決め	インプットについて、インプットの定義、インプットの利用目的、インプットの利用条件、インプットの権利帰属に関して定める条項	事業者がインプットを自由に利用できる可能性があるため、契約による規律の対象となるインプットの範囲を定めること、事業者に対して生成AIシステム関連の提供目的以外の目的でインプットを原則として利用・保持しないことを目的外利用禁止義務として定めること、事業者がインプットを利用することを認める場合の利用条件（学習の有無、データの保存方法等）を定めること、事業者がインプットに関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。
2	基本項目	生成AIシステムに係るインプットの処理成果に関する取決め	インプットの処理成果について、アウトプット以外のもので契約上規律の対象とするものの定義、利用目的、利用条件、権利帰属に関して定める条項	事業者がインプットを自由に利用できる可能性があるため、契約による規律の対象となるインプットの処理成果の範囲を定めること、事業者に対して生成AIシステム関連の提供目的以外の目的でインプットの処理成果を原則として利用・保持しないことを目的外利用禁止義務として定めること、事業者がインプットの処理成果を利用することを認める場合の利用条件（学習の有無、データの保存方法等）を定めること、事業者がインプットの処理成果に関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。 ※RAGをコンポーネントに含む場合の納品物は、データベースが成果物となることが一般的であるが、関連するパーサー（RAG用テキストデータに変換するプログラム）、テキスト分割プログラム、ベクトル変換プログラム等についても、成果物に含めるのか、WebAPI等を通じて機能を提供するのかを検討すること及びその権利帰属や利用方法を契約に盛り込むことが望ましい。
3	基本項目	生成AIシステムに係るアウトプットに関する取決め	アウトプットについて、アウトプットの定義、事業者がユーザーに対してアウトプットを提供する義務の有無及びその内容、事業者に対してアウトプットに関する一定の保証を求めること、ユーザーがアウトプットを第三者に提供することができる場合にその条件を定める、事業者がユーザーに対しアウトプットを提供する場合にやアウトプットの権利帰属に関して定める条項	契約で規律の対象となるアウトプットとして、アウトプットの定義はユーザーのサービス利用目的を十分にカバーできるよう範囲を定めること、事業者がアウトプットを提供する義務がある場合にユーザーのサービス利用目的に照らして、提供条件（提供時期、頻度、態様その他の条件）や提供するアウトプットの内容（性質、量、粒度その他の内容）を定めること、事業者がアウトプットの保証・情報提供義務を負う場合の保証・情報提供の条件を定めること、第三者提供条件（提供先、提供範囲その他の条件）を定めること、ユーザーがアウトプットに関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。
4	基本項目	生成AIシステムに係るアウトプットの処理成果に関する取決め	アウトプットの処理成果について、契約上規律の対象とするものの定義、ユーザーによる外部提供、権利帰属に関して定める条項	契約で規律の対象となるアウトプットの処理結果成果として、アウトプットの処理結果成果の定義はユーザーのサービス利用目的を十分にカバーできるよう範囲を定めること、サービス利用目的に照らして外部提供条件（提供先、提供範囲その他の条件）を定めること、ユーザーがアウトプットの処理成果に関して知的財産権等一定の権利を取得する場合には権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。
5	基本項目	生成AIシステムに係る契約上の取決め	事業者が生成AIシステムを構築する上で期待品質を満たすための取組の履行又は完成させる義務を定める条項	期待品質に関する事項を契約に盛り込む前提として、納品物が何かを明確にする必要がある。生成AIシステムの開発の場合、生成AIモデルそのものが納品物でないときには、納品物としてシステムコンポーネント（ユーザーインターフェース・システムプロンプト・ファイルデータベース・ベクトルDB・入力フィルター・出力フィルター・外部連携コンポーネント 等）部分については、明確に特定することが望ましい。 生成AIシステムの期待品質を満たすために契約上、直接期待品質を契約条件に定める形態、又は、品質を確保するために実施すべき取組内容を定める形態があるが、納品物の性質及びその調達の目的を踏まえてどちらの形態を選択するかを検討する必要がある。 生成AIモデルに起因する性能・出力品質については、学習データや基盤モデル等の特性にも左右され、「○○以上の精度」等の成果保証を行うことが困難な場合があるため、その場合には、当該部分は成果保証ではなく、性能改善・品質向上に向けた技術的支援を受ける等の契約形態を取ることが望ましい。 但し、生成AIモデル以外のシステムコンポーネントに関しても、例えば「システムプロンプト構築を目的としたプロンプト設計・評価業務」を考えた際に、設計・評価・チューニングに関する部分は明確に成果物を定義することが困難と考えられるため、取組の履行有無について契約に盛り込むことが望ましく、性能要件を含めない形式としてのシステムプロンプト（指定された構造であり指定の要素が含まれている、トークン長の上限を満たす 等）、プロンプトのテストシナリオ、設定パラメータ群（回答の自由度や出力トークンの上限 等）については請負契約に基づく成果物とすることが考えられる等、その調達の目的を踏まえて契約における成果物の範囲が品質担保可能な範囲内かという点を慎重に検討する必要がある。
6	基本項目	生成AIシステムに係るノウハウの取決め	事業者又はユーザーのノウハウに関して、知的財産（※）として定義し、ユーザーによる事業者の利用条件、事業者によるユーザーの利用条件、権利帰属に関して定める条項 ※発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。	ノウハウの定義に合致しない情報については、適用法令による制限がない限り、事業者がノウハウを自由に利用できる可能性があるため、この条項により契約による規律の対象となるノウハウの範囲やユーザー及び事業者による利用条件（※）、権利帰属等を定めることが望ましい。 ※特に事業者の技術開発や学習目的等のサービス提供目的以外の目的で利用することを許容するか、検討して契約に盛り込むことが望ましい。
7	基本項目	生成AIシステムに係る成果物の取決め	成果物について、成果物の定義、事業者のユーザーに対する成果物の完成義務又は完成条件及びその内容、成果物の権利帰属に関して定める条項	契約で規律の対象となる成果物として、成果物の定義はユーザーのサービス利用目的を十分にカバーできるよう範囲を定めること（※）、事業者が成果物を完成して提供する義務がある場合にユーザーのサービス利用目的に照らして、提供条件（提供時期、頻度、態様その他の条件）や提供する成果物の内容（性質、量、粒度その他の内容）を定めること、ユーザーが成果物に関して知的財産権等一定の権利を取得する場合の権利取得条件（権利移転の対象、対価の有無、ライセンスの有無・内容その他の条件）を定めることが望ましい。 ※システムプロンプトをコンポーネントに含む場合の納品物は、プロンプトのひな形、プロンプト文及び設定パラメータ群（回答の自由度や出力トークンの上限 等）等が考えられるが、成果物の多様な形態を踏まえて、契約書等で成果物を明確に規定し、契約当事者間で成果物のイメージをあらかじめ共有しておく必要がある。
8	基本項目	情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケースが発生した場合の事業者の対応義務、協力及びその範囲に関する取決め	情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケースが発生した場合、事業者に求める対応義務や協力、関係するデータの提供等を求める条項	事業者において発生した情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケースによる被害を最小限に食い止めること、また原因を特定するための情報やデータ（具体的には生成AIシステムの学習データやアルゴリズムを含み得る）を政府の求めに応じて合理的な範囲で提供すること、サービスの停止や情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケースの原因を特定し、改善措置を講じること、必要に応じ監査を行うこと等について、あらかじめ事業者と合意しておく必要がある。
9	基本項目	期待品質が満たされなくなった場合等において、そこから生じる被害を最小限に食い止めること及び、原因を特定し改善措置を講じる取決め	生成AIシステムの期待品質が満たされなくなった場合等において、そこから生じる被害を最小限に食い止めること及び、原因を特定し改善措置を講じることを求める条項	生成AIシステムの期待品質が満たされなくなった場合等において、そこから生じる被害を最小限に食い止めること及び、原因を特定し改善措置を講じることについて、あらかじめ事業者と合意しておく必要がある。